

下記の業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和6年7月5日

静岡県知事 鈴木康友

1 業務概要

(1) 業務名

令和6年度救急安心電話相談窓口（#7119）運営業務委託

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 業務期間

令和6年10月1日（火）から令和7年3月31日（月）まで

2 契約限度額

49,443,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てがなされていない者（更正手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされていない者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）
- (4) 以下に該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又は法人の支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (5) 本業務における類似・関連業務を実施した実績又は本業務を遂行するに足る専門知識等を有するこ

と。

- (6) 本社が所在する都道府県の法人事業税及び法人都道府県民税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

4 選定方法

提出された書類及びプレゼンテーションに基づき総合的に審査し、決定する。

なお、企画提案参加者が多数（概ね5者を超えるとき）の場合、提出された企画提案書等に基づく事前審査により、プレゼンテーションに参加する者を選定し、結果を通知する。

5 手続等

(1) 担当

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県危機管理部消防保安課（別館6階）

電話番号 054-221-2073 E-mail:shoubo@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 仕様書等の配布

ア 配布期間 令和6年7月5日（金）から令和6年7月22日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ 配布場所 上記(1)に同じ

ウ インターネットの利用による取得

静岡県危機管理部消防保安課のホームページからの取得も可能である。

URL:<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1003618/1030263.html>

(3) 説明会の開催

説明会は行わない。

(4) 参加表明書の提出

ア 提出期限：令和6年7月12日（金）午後5時（必着）

イ 提出場所：上記(1)に同じ（電子メールにて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。）

(5) 企画提案書の提出

ア 提出期限：令和6年7月22日（月）午後5時（必着）

イ 提出場所：上記(1)に同じ（電子メールにて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。）

(6) プレゼンテーション

ア 日時：令和6年8月8日（木）

イ 場所：オンライン（Zoom）

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨：日本語、日本円とする。
- (2) 提出書類の作成及び提出等に要する一切の費用は参加者の負担とする。
- (3) その他詳細は実施要項及び仕様書による。